

資料 7

平成26年10月29日
函館市子ども・子育て会議資料

(仮称) 函館市子ども・子育て支援事業計画素案 (たたき台)

「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」の修正箇所 新旧対照表

No.	ページ	項目	修正前	修正後
1	1	教育・保育提供区域表内	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
2	1	教育・保育提供区域表内	乳幼児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業
3	3~9	(2) 教育・保育の需給計画	数値変更 (市全体, 西部, 東央部, 北東部)	資料6において変更箇所を下線により表示
4	10	(1) 計画策定の考え方	⑨乳幼児家庭全戸訪問事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業
5	11	① 時間外保育事業	※時間外保育事業: 保育所・認定こども園(保育所機能)における延長保育	※時間外保育事業: 保育所・認定こども園(保育所機能)における延長保育事業
6	13	③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	③ 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
7	14	⑤-1 一時預かり事業(幼稚園・認定子ども園(幼稚園機能)における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	数値訂正 (北東部: 平成30年度)	資料6において変更箇所を下線により表示
8	15	⑤-2 一時預かり事業 (保育所・認定子ども(保育所機能)における在園児を対象とした一時預かり), 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(小学校就学前)), 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	⑤-2 一時預かり事業 (保育所・認定子ども(保育所機能)における在園児を対象とした一時預かり), 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(小学校就学前)), 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	⑤-2 一時預かり事業 (保育所・認定子ども園(保育所機能)・幼稚園における在園児以外の児童を対象とした一時預かり), 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業(就学前)), 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)
9	15	⑤-2 一時預かり事業 (保育所・認定子ども(保育所機能)における在園児を対象とした一時預かり), 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(小学校就学前)), 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	数値変更 (市全体, 中央部, 東部)	資料6において変更箇所を下線により表示
10	16	⑥ 病児保育事業, 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応強化事業))	⑥ 病児保育事業, 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応強化事業))	⑥ 病児保育事業, 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業))
11	16	⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(小学校就学後))	⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター(小学校就学後))	⑦ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業 (就学後))
12	16	⑧ 妊婦健康診査事業 量の見込み(平成29年度)	1,419	1,421
13	16	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み(平成29年度)	1,419	1,421
14	16	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	実施体制: 地区保健師 11人	実施体制: 地区保健師 16人
15	17	⑩ 養育支援訪問事業 量の見込み(各年度)	120	5